

労働報酬下限額の取扱いについて

1 単価改正

- ・公共工事設計労務単価及び地域別最低賃金が改正された場合は、労働報酬下限額も合わせて改正することとするが、審議会に諮ることなく改正できるものとする。

2 端数処理

- ・労働報酬下限額の算定時における小数点以下の端数は、切り上げとする。

3 複数年にまたがる契約

- ・対象契約の契約期間が複数年にまたがる場合で、契約締結の翌年度以降に労務単価の見直しによる契約変更が行われない場合は、労働報酬下限額が改定された場合でもその適用を受けず、履行終了又は指定期間終了まで当初の労働報酬下限額を適用する。ただし、契約（指定）期間中に、最低賃金額が労働報酬下限額を上回る場合は、最低賃金額とする。

4 確認書類

- ・労働環境確認書による最低賃金について、事業者及び本市の事務量増加の負担を極力抑えるため、賃金台帳等の提出は求めず、確認書の中で聞き取りにより行うこととする。